

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件

○厚生労働省告示第二百三十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第七十四条の三第四項の規定により、令和七年七月三日付けで次の法人を同条第一項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

令和七年八月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

在宅就業支援団体の名称	特定非営利活動法人リン パカフエ
在宅就業支援団体の住所	千葉県市川市相之川四丁 目十五番六号M・MSP IRITS三〇二
代表者の氏名	田端 聡
在宅就業障害者に係る業務を 行う事業所の所在地	千葉県市川市相之川四丁目十 五番六号M・MSP IRITS三〇二